

ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例（案）の縦覧

「ニセコ町まちづくり基本条例」を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき公表し、意見を求める。

令和7年5月9日

ニセコ町長 片 山 健 也

記

- 1 改正する条例名 ニセコ町まちづくり基本条例（令和12年ニセコ町条例第45号）
- 2 改正の分類 一部改正
- 3 改正の条例 別紙（案）のとおり
- 4 改正の理由 まちづくり基本条例第57条の規定により、ニセコ町にふさわしい条例かどうか検討した結果、改正する必要があると判断したため
- 5 公表の期間等
  - ①縦覧の期間等 と き 令和7年5月9日（金）から令和7年5月22日（木）まで  
ところ ニセコ町役場企画課
  - ②意見の受付期間 と き 令和7年5月9日（金）から令和7年5月22日（木）まで  
ところ ニセコ町役場企画課
- 6 提出された意見項目の公表等  
と き 令和7年5月23日（金）以降予定  
ところ ニセコ町企画環境課及びニセコ町ホームページ

※本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町企画環境課経営企画係（〒048-1595 北海道ニセコ町富士見55番地）

担当：係長 川埜満寿夫 担当不在時：課長 桜井幸則

電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500 Eメール：kikaku@town.niseko.lg.jp

執務時間：8時40分～17時15分（昼休みはありません）